

第1編 序論

第1節 商法とは何か

商法は、企業を対象とし、企業という経済主体の権利義務を規制する私法であり、民法の特別法の地位に立つ法である。商法には、商法典以外の法律、例えば会社法や手形法、小切手法も含まれる。

第2節 民法との関係

両者は一般法と特別法の関係に立つ。

そのため、商法に規定がない事項については、基本的に民法が適用される。

第3節 商法の適用

1 商法の法源

商事制定法としての商法典・商事特別法（商業登記法、会社法、手形法、小切手法など）、商事条約、商慣習法などがある。

2 法源の適用順位

商法1条は、商人の営業、商行為その他商事（企業をめぐる生活関係）に関しては、①他の法律に特別の定めがない限り、商法が適用され（同条1項）、②商法に定めがない事項については、商慣習法、民法の順位で適用されるとしている（同条2項）。

さらに、「条約は法律に優先する」「特別法は一般法に優先する」という一般原則から、結局、①商事条約→②商事特別法→③商法典→④商慣習法→⑤民法典の順序で適用される。